相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市保田三九九一番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

新潟県阿賀野市百津町七番一二号、事務所新潟県阿賀野市中島町七番一二号　相続財産管理人　大渕　克也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区曽根一九六番地、最後の住所新潟県新潟市西蒲区曽根三八七番地　被相続人　亡　渡邉　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

新潟県新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号西堀青藍館六〇一号髙野泰夫法律事務所　相続財産管理人弁護士　伊原真千子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市堀金烏川三八六二番地、最後の住所長野県松本市大字里山辺一二五一番地八西棟　被相続人　亡　望月　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市八島町七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田村　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

事務所岐阜県羽島郡笠松町清住町三九番地　谷口・栗山法務事務所　相続財産管理人　司法書士　谷口　佳久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市清水区三保一〇六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮城島淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

静岡市葵区伝馬町八番地の六トップセンタービル一三階　相続財産管理人　弁護士　斉藤　寛明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市丹後町中野一八七番地、最後の住所京都府亀岡市千代川町今津三丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　井上三根雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

京都府南丹市園部町宮町二〇番地　相続財産管理人　木村　藏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字大山八三番地、最後の住所京都府舞鶴市字市場七九番地　被相続人　亡　奥雲　政昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

事務所京都府舞鶴市北田辺四一番地二　相続財産管理人　弁護士　髙橋　行雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市日高町山宮三九四番地、最後の住所兵庫県豊岡市日高町芝三三〇番地の一　被相続人　亡　大田垣義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

兵庫県豊岡市駄坂五四八番地　相続財産管理人　竹中　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区松崎町一二番地一一、最後の住所北九州市門司区松崎町三番三〇号　被相続人　亡　﨑本　良江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

北九州市門司区柳町二丁目三番一四―二〇二号　相続財産管理人　花田　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区柳町一丁目一五番、最後の住所北九州市八幡西区大浦一丁目四番一一号　被相続人　亡　矢加部英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

北九州市小倉南区田原新町二丁目九番一二―二〇二号　相続財産管理人　司法書士　島田　直明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市泉町柿迫五八九〇番地、最後の住所熊本県八代市泉町柿迫五九四一番地　被相続人　亡　原田　英喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

熊本県八代市末広町三番地三　一四〇一、事務所熊本県八代市通町一一番一四号ニュークリエイトビル三F　相続財産管理人　山下　淳一

第４期決算公告

平成23年12月9日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング
難波ＰＪ特定目的会社
取締役　須貝　信

貸借対照表の要旨
（平成23年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,603	流動負債	12,494
その他の資産	76	固定負債	0
流動資産	76	**負債合計**	**12,494**
		社員資本金	△10,815
		特定先資本金	0
		優剰余金	3,980
		当期未処理損失	△14,795
		純資産合計	14,795
資産合計	**1,679**	**負債・純資産合計**	**△10,815**
			1,679

損益計算書の要旨
（自　平成22年９月１日　至　平成23年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	42
営業費用	369
営業損失	327
経常損失	327
税引前当期純損失	327
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	328
前期繰越損失	14,466
当期未処理損失	14,795

第33期決算公告

平成23年12月９日
千葉市中央区問屋町３番地の５
株式会社カワグチエステート
代表取締役　川口　幸雄

貸借対照表の要旨（平成23年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,087
	固定資産	1,434,573
	合計	**1,440,660**
負債及び純資産の部	流動負債	117,654
	固定負債	1,232,035
	株主資本金	90,970
	資本金	13,000
	資本剰余金	41,662
	資本準備金	41,662
	利益剰余金	36,307
	その他利益剰余金	36,307
	（うち当期純利益）	（752）
	合計	**1,440,660**